

一般社団法人日本病院寝具協会 会員入退会及び会費等取扱規程

(通則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本病院寝具協会(以下「協会」という。)定款第6条、第7条、第8条及び定款施行規程第2条の規定に基づき、正会員又は賛助会員として協会に入会しようとする者の入会に関する手続、正会員又は賛助会員の退会手続及び会費等に関して必要な事項を定める。

(入会の申込)

第2条 定款第6条の規定に基づき、正会員又は賛助会員として協会に入会しようとする者は、入会申込書及び病院寝具類の受託洗濯施設調査票、会社(団体)の概要に所要事項を記載し、入会申込者が所在する支部に所属する正会員2名以上の推薦を受けたうえ、当該支部の支部長に提出するものとする。この場合の推薦者は、入会后満2ヶ年以上を経過し、会費は完納していなければならない。

- 2 前項の入会申込書等を受けた支部長は、推薦者と協同して入会申込者に対し、本会に関する一般的な事項等を説明するとともに、改めて入会の意思を確認したうえで、所要事項が記載された入会申込書等を支部会の承認を経て理事長あてに提出するものとする。

(理事会の審議)

第3条 理事長は、前条の入会の申込があった場合には、入会の可否について理事会に諮るものとする。

(入会の通知)

第4条 理事長は、理事会の審議の結果について、通知書により、入会申込をした者に通知するものとする。

(退会)

第5条 定款第8条の規定に基づき、任意に退会しようとする会員は、退会届を支部を経由して理事長あて提出するものとする。

(報告)

第6条 理事長は、前条の退会届が提出された場合には、理事会に報告し承認を得て、通知書により、退会届を提出した者に通知するものとする。

(入会金)

第7条 入会金は、次のとおりとする。

1. 正会員 10,000円
2. 賛助会員 10,000円

(会費)

第8条 会費は、次のとおりとする。

1. 正会員 総会の決議を経て、理事長が別に定める会費賦課細則によるものとする。
2. 賛助会員 月額 10,000円

(入会金及び会費の減額及び免除)

第9条 第7条及び第8条の規定にかかわらず、理事会の決議を経て、入会金及び会費を減額又は免除することができる。

(入会金及び会費の納入)

第10条 入会金及び会費は、次により納入する。

1. 入会金 入会后1ヶ月以内に納入する。
2. 会費 会費の納入は各月ごとに1ヶ月分を月末までに納入する。
3. 入会金及び会費は、正会員については支部を経由し、賛助会員にあっては直接本部へ納入する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年6月9日から施行する。